

平成26年2月28日

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)による遺族厚生年金の支給を求めるということである。

第2 審査請求の経過

1 厚年法の規定による老齢厚生年金の受給権者であったA(以下「亡A」という。)は、平成〇年〇月〇日に死亡した。

2 請求人は、亡Aの死亡当時、同人の妻であり、かつ、同人により生計を維持していた者であるとして、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、遺族厚生年金の裁定を請求した。

3 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、「遺族厚生年金の支給の認定要件として、死亡された年金受給権者から請求者に対して生活費・療養費等の経済的な援助が行われていることが条件となります。このことにつきまして、同一の住所地に住民票がありますが請求人様は故A様と世帯を分けておられ、故A様と経済的につながりがない請求人様お一人様世帯として生活保護を受給されておられます。また、故A様は死亡された当時、お勤めの事業所にて社会保険に加入されていましたが、請求人様を被扶養者として届出をされておられませんでした。以上のことから、生計維持関係があったと認められず、遺族厚生年金は不支給と決定します。」

として、遺族厚生年金を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

4 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 問題点

1 老齢厚生年金の受給権者が死亡した場合、その者の遺族に遺族厚生年金が支給されるが、その遺族がその者の配偶者である場合には、その者の死亡の当時その者によって生計を維持していた者として、生計を同じくし、かつ、年額850万円以上の収入を将来にわたって有すると認められる者以外の者でなければならぬとされている(厚年法第58条第1項第4号、第59条第1項、第4項、同法施行令第3条の10及び「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」(平成23年3月23日年発0323第1号。以下「認定基準」という。))。

2 本件の問題点は、上記法令等の規定に照らして、請求人が、亡Aの死亡に係る遺族厚生年金を受給することができる配偶者に該当しないと認められるか、否かである。

第4 当審査会の判断

1 「略」

2 以上に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。

(1) 遺族厚生年金の受給権者に係る生計維持関係の認定に関して、保険者は、上記認定基準において、生計維持認定対象者が死亡した者の配偶者の場合、「住民票上世帯を異にしているが、住所が住民票上同一であるとき」は、両者の間に生計同一関係を認定する旨定めており、本件は、これに該当する。

しかしながら、本件の場合、請求人は、平成〇年〇月〇日から、世帯主として生活保護の受給を開始し、〇〇町居宅に同月〇日に転居しているところ、亡Aが、同所に同〇年〇月〇日に転居(届出は、同年〇月〇日)し、同時に世帯主として住民登録し、その届出日は、請求人と亡Aの婚姻日であり、亡Aは、その翌々日の平成〇年〇月〇日に、肝細胞癌で〇か月の闘病の末死亡している。亡Aは、死亡時まで、厚生年金保険の被保険者として、標準報酬月額〇〇千円に相応する報酬を得

ており、その他に年間〇〇万〇〇円の老齢給付を受給していた。これらの状況から、請求人が、世帯主として世帯分離していたのは、生活保護を受給するためと推認することは不自然ではない。

このような実態に対し、請求人は、「私は生活保護を受けており、夫は年金による経済的収入を得ている中で、お互いに、協力し合って一つ屋根の中で生活してきた。」と主張するのであるが、請求人が別世帯として、ひとり生活保護を受けている状況の下において、請求人と亡Aは生計維持関係にあった見ことは困難であり、請求人と亡Aとの間に、生計維持関係を伴う夫婦の実態があったとみることはできないというべきである。

- (2) 以上によれば、請求人は、亡Aの死亡の当時、同人によって生計を維持したものと認めることはできないから、原処分は妥当であり、これを取り消すことはできない。よって、本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。